

Q 8. 10 年前にした寄附であっても、寄附（契約）を取り消したり、損害賠償を請求したりすることはできますか。

民法上の取消権は、追認をすることができる時から 5 年又は行為の時から 20 年が経過したときは、消滅します（民法第 126 条）。また、消費者契約法上の取消権は、追認をすることができる時から 1 年（靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権については 3 年※）又は消費者契約の締結の時から 5 年（靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権については 10 年※）を経過したときは、消滅します（消費者契約法第 7 条第 1 項）。

※消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されるとともに行使期間が伸長されました。行使期間の伸長は、改正前の当該取消権の対象となるものでかつ改正法施行時点（令和 5 年 1 月 5 日）において時効が完成していないものにも適用されます。

Q 4 で御説明した不当寄附勧誘防止法による寄附の取消権は、追認をすることができる時から 1 年間行使しないときは時効によって消滅し、寄附の意思表示をした時から 5 年を経過したときも消滅します。

ただし、靈感等による告知（同法第 4 条第 6 号に掲げる行為）により困惑したことを理由とする取消権については、正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要するなど指摘されたことを考慮して、追認をすることができる時から 3 年間行使しないときは時効によって消滅し、短期の取消権の行使期間を伸長しても長期の取消権の行使期間を伸長しなければ結果的に取消権が時効消滅してしまうと想定されることを踏まえ、寄附の意思表示をした時から 10 年を経過したときに消滅することとしています。

「追認をすることができる時」とは、錯誤については錯誤の事実気付いた時点を、詐欺については詐欺の事実気付いた時点を、強迫については畏怖から脱した時点を、消費者契約法第 4 条第 3 項に規定される各行為については困惑から脱した時点を、それぞれ指します。例えば、10 年前にした寄附について民法上の詐欺が成立し、3 年前に詐欺の事実気付いたような場合には、詐欺に気付いてから 5 年経っていないので、民法上の取消権は消滅しておらず、その寄附を取り消すことができます。

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から 3 年又は不法行為の時から 20 年が経過したときは、時効によって消滅します

(民法第 724 条)。「損害及び加害者を知った時」とは、被害者が、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するとされており、加害行為が不法行為であることを知ることも必要とされています¹。また、使用者責任における「加害者を知った」とは、被害者が、使用者を知ること、使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実を認識することに加えて、一般人がその不法行為が使用者の事業の執行についてなされたものであると判断するに足る事実をも認識することをいうとされています²。例えば、10 年前にした寄附について不法行為が成立し、2 年前まで寄附が不法行為であることを認識していなかったような場合には、不法行為であることを認識してから 3 年経っていないので、損害賠償請求権は消滅しておらず、損害賠償を請求することができます。

なお、一定の事情があれば時効期間を 0 から数え直すなど、時効にはほかにも様々なルールがあるので、金銭支出が昔のことであっても相談してみてください。

¹ 最高裁平成 14 年 1 月 29 日判決民集 56 巻 1 号 218 頁、最高裁昭和 43 年 6 月 27 日判決裁判集民事 91 号 461 頁

² 最高裁昭和 44 年 11 月 27 日判決民集 23 巻 11 号 2265 頁